

築地川適正化に伴う保管船舶の処理状況

平成27年5月

東京都建設局

これまでの処理経過

時期	名義船舶 (1隻)	名義船舶 (5隻)
25年 6月26日	船舶移動措置 (条例第11条第1項) 築地川 ⇒ 保管場所	
7月12日	保管場所にオイルフェンス設置 (保管費用発生)	
8月12日	船舶保管通知 (条例第12条第2項)	
25年 26年 2月1日	鑑定評価 (規則第8条) 基準日	
2月13日	通知到達後6ヶ月経過 (条例第12条第3項, 第6項) ・処分可能	
同日付	意見陳述機会の付与	廃棄取扱通知 (条例第12条第7項)
3月19日	売却取扱通知 (条例第12条第5項)	
3月26日	2週間経過・意見なし	
	第3回船舶処理委員会 (条例第12条第4項, 第7項)	
26年 7月11日	オイルフェンス設置後1年経過・保管費用請求額確定	
7月14日	売却決定	廃棄決定
7月18日	売却処理通知 (規則第9条第9項)	廃棄処理通知 (規則第11条第3項)
同日	移動・保管費用請求 (条例第14条)	
27年 3月7日	2週間経過・意見なし	
3月11日	第1回売却・買受人なし	廃棄処分完了
3月20日		廃棄通知 (規則第11条第4項)
3月26日	第2回売却・買受人なし	
27年 5月1日	廃棄取扱通知 (条例第12条第7項)	
5月26日	2週間経過・意見なし	
	第4回船舶処理委員会	

保管船舶の処理

- 【根拠法令】
 - 東京都船舶係留保管の適正化に関する条例及び施行規則
- 【対象船舶】
 - 二級河川築地川から移動させた船舶6隻
- 【これまでの処理方針】
 - 廃棄5隻 (完了) ・**売却1隻 (未了)**

船舶保管場所



築地川適正化の状況

